

告 示

埼玉県教委告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたま文学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

桶川地域文化振興共同事業体

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番四号

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで